

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

総務部 危機管理課

袖ヶ浦市避難所運営マニュアルに加え、新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針を定めることにより、感染症対策を徹底する。

（１）基本的な考え方

- ①避難所の過密状態防止
- ②避難所スペース及び新たな避難所の確保
- ③避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

（２）具体的な対策方法

- ①避難所の過密状態防止
 - ・在宅避難又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
 - ・在宅避難などの避難所外避難者（車中泊含む）への物資支援等は、指定避難所で対応する。
 - ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシ（別紙①）を掲示する。
- ②避難所スペース及び新たな避難所の確保
 - ・発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
 - ・指定避難所におけるスペース確保のため、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ③避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
 - ＜手洗い及び咳エチケットの徹底＞
 - ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシ（別紙②）を掲示する。
 - ＜十分な換気の実施＞
 - ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
 - ＜十分な居住スペース及び社会的距離の確保＞
 - ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
 - ・ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を２メートルほど確保する。
 - ＜入所時及び定期的な健康チェック＞
 - ・避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」

（別紙③）により健康管理する。

＜床面の消毒＞

- ・床面をこまめに消毒する。（清掃はホコリが舞い上がらないよう注意して行う。）

＜災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用＞

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ・原則マスクを着用する。くしゃみをする場合やマスクがない場合、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、とっさに咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、熱等の症状のいずれかがある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。
- ・避難者自身だけでなく、ほかの避難者にうつさないための感染予防・感染拡大防止措置へのご協力を求める。

⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関（※１）に連絡し、検査、入院の調整をする。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。

※１ 新型コロナウイルス感染症の場合は、帰国者・接触者相談センター
君津健康福祉センター（君津保健所）0438-22-3754